

株 主 各 位

東京都千代田区神田司町二丁目2番地

東京鋼鐵株式会社

代表取締役社長 南 良 隆

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
- 場 所 栃木県小山市城北四丁目38番地1
東京鋼鐵株式会社小山工場 テスコン（3階）／大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 会議の目的事項
報告事項 第54期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）事業報告の内容
および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、ご了承ください。株主の皆様におかれましても軽装でお越しください。
 - ◎議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限られます。）。
 - ◎なお、招集ご通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kohtetsu.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事 業 報 告

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第54期について、事業の概況をご報告申し上げます。

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、外需主導による輸出の回復がみられ、企業収益は改善基調にある一方、欧州の金融不安、中東情勢悪化等の海外要因に加え、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災における国内経済に及ぼす影響は計り知れず、先行き不透明な状況となっております。東日本大震災により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する普通鋼電炉業界におきましては、緩やかな景気回復局面であるにも関わらず、企業収益の低迷から設備投資の慎重姿勢が続き、国内の鋼材需要は盛り上がりを欠いております。

当社といたしましては、このような状況のもと、4月より鉄構開発部を新設し、営業基盤の強化や、形鋼の新規需要開拓に取り組みつつ、拡販に繋がる提案型営業を推進してまいりました。さらには、アジア地域を中心に鋼片販売を積極的に行い、操業の全体最適化を図り、国際標準のコストを目指すべく購買・製造両面においても徹底した見直しを行いました。

当期の売上高は、国内鋼材需要が低水準であったものの、営業基盤強化が功を奏し、形鋼、鋼片ともに販売数量が1割程度増加したことに加え販売単価の値上げにより、14,952百万円（前期実績11,960百万円）と25.0%の増収となりました。営業利益につきましては、操業の全体最適化を行うことで利益金額の最大化を図った結果、1,355百万円（前期実績1,260百万円）と7.5%増加しました。経常利益につきましては、手元資金を有効活用し、仕入割引の増加等により経常収支改善を行った結果、1,421百万円（前期実績1,296百万円）と9.6%増加いたしました。当期純利益は、経常利益の増加に伴い783百万円（前期実績755百万円）と3.7%増加いたしました。

配当金につきましては、当期純利益が増加いたしました。来期に環境対策関連の設備投資（加熱炉ガス化等）を実施することに加え、東日本大震災による今後の不安定な経営状況を考慮し、内部留保の重要性を検討した結果、当期末配当金につきましては、1株当たり4円（既に実施いたしました中間配当金と合わせて年間で8円）の配当とさせていただきます。予定であります。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資につきましては、国内鋼材需要が盛り上がりを欠いていることから圧延スタンドの更新を行った他は、資金流出を極力抑えるべく設備の補修・保全を中心といたしました。その結果、設備投資額は478百万円（前期設備投資額383百万円）となりました。

なお、所要資金は自己資金にてまかないました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の影響により、電力の使用制限等が検討されるなど、今後の生産活動に大きな影響を及ぼす可能性があり、厳しい経営状態が続くものと予想されます。

当社といたしましては、このような状況のもと、鋼材の安定供給に最大限注力することで、被災地の復興に少しでもお役に立てますよう、役員・社員一丸となって対処していく所存であります。

なお、次期の業績見通しにつきましては、震災に伴う電力不足等により生産の見通しが不透明であり、現時点では合理的な算定を行うことが困難であることから未定とさせていただき、今後予想が可能となった段階において速やかに公表いたします。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 51 期 平成20年3月期	第 52 期 平成21年3月期	第 53 期 平成22年3月期	第54期(当期) 平成23年3月期
売上高（百万円）	18,950	18,842	11,960	14,952
経常利益（"）	2,383	3,116	1,296	1,421
当期純利益（"）	1,382	1,751	755	783
1株当たり当期純利益（円）	79.39	100.58	43.39	45.00
純資産（百万円）	10,092	11,651	12,267	12,911
総資産（"）	18,631	18,433	17,881	18,552

（注）第54期につきましては、1. (1) 「事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

(5) 主要な事業内容

部 門	主 要 製 品
圧 延 部 門	等 辺 山 形 鋼
	不 等 辺 山 形 鋼
	溝 形 鋼
製 鋼 部 門	鋼 片

(注) 溝形鋼は仕入販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

本 社：東京都千代田区
工 場：栃木県小山市

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
107名	△2名	39.7才	13.0年

(注) 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
足 利 銀 行 (株)	425百万円
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	234百万円
三 菱 UFJ 信 託 銀 行 (株)	187百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	100百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	50百万円

(9) 剰余金の配当等の方針

当社の配当基本方針は、内部留保の充実を図りながら収益に応じた配当を目標といたしております。

当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 55,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 17,413,462株 (自己株式32,538株を除く) |
| (3) 当期末株主数 | 845名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 井 物 産 株 式 会 社	5,092千株	29.2%
イ チ ゴ ト ラ ス ト	4,311千株	24.8%
朝 日 工 業 株 式 会 社	870千株	5.0%
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルビーエルシー	848千株	4.9%
ユービーエス エイジー ロンドン アジア エクイティーズ	842千株	4.8%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	643千株	3.7%
日 鐵 商 事 株 式 会 社	550千株	3.2%
清 水 真 一 郎	500千株	2.9%
清 水 正 紀	500千株	2.9%
クレディ スイス セキュリティズ(ヨーロッパ) リミテッド	438千株	2.5%

(注) 持株比率は、自己株式 (32,538株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当	重要な兼職の状況
南 良 隆	取締役社長 (代表取締役)		
新 野 善 行	専務取締役	購買部長	
中 野 收	常務取締役	工場長兼工務部長	(株)コーテツ起業取締役
峯 岸 裕	取締役	営業部長	
安 保 義 久	取締役	製造部長	
小 口 芳 一	取締役	経理部長兼総務部長	(株)コーテツ起業監査役
上 野 秀 男	常勤監査役		
宇津木 修	監査役		公認会計士 宇津木修事務所
池 田 文 美	監査役		池田公認会計士事務所

- (注) 1. 監査役宇津木修氏、池田文美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役宇津木修氏、池田文美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役宇津木修氏、池田文美氏は、大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6 人	87,907千円
監 査 役	3 人	21,887千円
計	9 人	107,795千円

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の株主総会において決議された取締役の報酬限度額は年額120,000千円以内であります。
2. 平成16年6月29日開催の株主総会において決議された監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内であります。
3. 報酬等の額には役員賞与22,000千円（取締役19,470千円、監査役2,530千円）を含めております。
4. 報酬等の額には当該事業年度中に繰り入れた役員退職慰労引当金13,410千円（取締役11,235千円、監査役2,175千円）を含めております。
5. 上記支給額のほか、平成23年6月29日開催予定の定時株主総会に提出予定の議案である「取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」が承認可決されることを条件として、退職慰労金を各取締役及び各監査役の退任時に支払う予定であります。その総額は、取締役6名に対し49,356千円、監査役3名に対して12,533千円（うち社外監査役2名8,593千円）となる予定であります。
- なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額58,434千円（取締役6名46,547千円、監査役3名11,887千円（うち社外監査役2名8,266千円））が含まれております。

(3) 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
社外監査役	宇津木 修	公認会計士 宇津木修事務所	公認会計士
社外監査役	池田 文 美	池田公認会計士 事務所	公認会計士

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	宇津木 修	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に全て出席し、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、経理・財務についての発言を行っております。
社外監査役	池田 文 美	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に全て出席し、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、経理・財務についての発言を行っております。

(5) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額	当社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	2 人	9,630千円	— 円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 報酬等の額 | 21,000千円 |
| 2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の額には金融商品取引法に基づく監査報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人において会社法第340条第1項各号に該当する事由が生じた場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任することができます。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営方針に則った「役員・社員行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社の全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 代表取締役は、管理部門管掌取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
- ③ 代表取締役は、業務執行状況の内部監査を行うため内部監査室を設置する。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を「役員・社員行動規範」に規定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部門管掌取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「稟議規程」等その他必要な規程に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理、保存及び管理する。
- ② 内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の整理、保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- ③ 保存及び管理に関する規程は、必要に応じて適時見直しを図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役は、管理部門管掌取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「与信管理規程」「安全衛生管理規程」等に加え必要なリスク管理規程を新たに制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアル等を制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

- ② 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、管理部門管掌取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、年次利益計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
- ② 各部門担当取締役は、年次利益計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- ③ 総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会、役員懇談会及び実績検討部長会等において定期的に報告させ施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

(5) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役は、当社及び関係会社の管理について管理部門管掌取締役を統括責任者に任命し、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための施策に加え、業務の適正と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。
- ② 当社と関係会社との取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切でなければならない。また、所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「役員・社員行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会において報告する。
- ③ 内部監査室は、定期又は臨時にグループにおける内部監査を実施し業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査結果は取締役会において報告する。
- ④ 取締役会は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名する。

- ② 指名された使用人への指揮権は、監査役が指定する補助業務について監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役が取締役会、取締役懇談会、実績検討部長会及び計画検討部長会等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求め得るような体制を整備する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役が内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図れるような体制を整備する。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成21年6月26日に開催された定時株主総会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を、以下のとおり継続することを定めました。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、我が国の貴重な資源である鉄スクラップを主原料に、製鋼・圧延により鋼材を製造する電気炉一貫メーカーとして、大正7年の創業以来、常に業界の先駆者の誇りを持って、独自の技術と品質を追求してまいりました。

当社は「鉄資源のリサイクル・システムを通じて、生活、文化の発展に貢献する」を企業理念としており、その実現には「高品質の追求」「社会への貢献」「信頼関係の構築」が重要と考えております。このような理念の下、当社は品質の国際規格であるISO9001：2000年版、環境の国際規格であるISO14001：2004年版の認証を取得し、中・小形山形鋼專業メーカーとして事業展開の方向性を定め、環境保全に努めると共に販売に全力を挙げるなど、独自の経営戦略を進めております。

当社の属する普通鋼電炉業界は、鉄スクラップ、副原料等の原料市況をはじめ、製品市況の乱高下の激しい業界であります。当業界は潜在的に供給能力が需要量を上回る傾向にあり、さらに海外要因も加わり、原料、製品価格の変動により業

績が大きく変化する可能性があります。

当社としましては、このような状況のもと、需要に見合った生産の継続に努め、なお一層のコスト削減を図るとともに、製品販売価格の改善に注力しております。さらに、品質の向上、安全第一を追及しながら、顧客の信頼と満足を得て、販売基盤の強化と業績のさらなる向上及び財務の健全化を図り、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことに配慮した経営を行うことによって、株主の皆様にとっての中長期的な価値を最大化することを目指していく必要があると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上述の当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

他方、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社を取り巻く厳しい経営環境の中、製鋼・圧延の生産設備の充実と効率的操業によりコストダウンを図るとともに、高い品質ときめ細かなデリバリーサービスで、お客様にご満足いただけるよう、全社的な活動を積極的に推進しております。

当社は平成18年3月期において過去最高益を達成し、期初計画の7円の復配に対し3円増額し、年間で10円の配当を実施し、その後平成19年3月期及び平成20年3月期においても、様々な変動要因はあったものの、高い収益を維持し、年10円（中間配当5円を含む）の配当を実施してまいりました。

平成21年3月期の上期は原料スクラップの高騰や原油価格の上昇による電力、副資材等の価格上昇を製品販売価格へ転嫁できましたが、下期は金融市場の混乱から世界経済が急激に減速し、製品市況をはじめあらゆるものが値下げに転じ鋼材需要はかつてない水準まで減少しました。ただ、下期の減産によるコスト上昇や売上高の減少はありましたが、好調であった上期の影響で通期の売上高は18,842百万円（前期比0.6%減）、経常利益は3,116百万円（前期比30.8%増）となりました。

今後も経済環境が旧に復するまでには長期間要するものと予想されますが、当社としましては財務体質の強化を進めつつ、株主の皆様に対して期初計画の10円（中間配当5円を含む）の配当を実施いたします。

なお、当社の属する電炉業界は、鉄スクラップ、副原料等の市況をはじめ、製品市況の影響を受けやすくさらに、近年は海外市況要因も加わり当社の各年度の

業績変動は激しくなっておりますが、売上高経常利益率については、平成19年3月期19.3%、平成20年3月期12.6%、平成21年3月期においては16.5%と変動はあるものの、過去からのコスト削減や経営効率化の結果、業界内でも最高水準の収益性を確保するに至っております。

当社としましては、今後につきましても、特に主力の中・小形山形鋼及び半製品であるビレットの生産・販売とともに、溝形鋼は購入・販売として効率的経営を絶えず追求いたします。また、最適生産量を追求しながらコストダウンに努め、重要課題である販売基盤の強化・拡充も実施していくことで、更に利益体質を強化してまいります。

また、安全・環境、法令順守、透明度の高い経営を優先して実行し、コスト競争力の強化、高付加価値製品へのシフト、社員能力の向上、技術の改善・伝承に挑戦することで、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させていく所存であります。

Ⅲ. 本方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本方針継続の目的

当社は、I.で述べたとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為がなされる場合、それを行った買付者が財務及び事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、当該買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様が当該買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、当該買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が当該買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比

較考量することで、当該買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を25%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

注1： 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2： 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、又は(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者（注3）の中から選任します。独立委員会の概要は資料1に記載のとおりです。また、本方針継続時の独立委員会の委員の氏名及び略歴は資料2に記載のとおりです。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その

内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

3. 大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならない、②大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まず、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を当社所定の書式にて日本語で明示していただきます。

次に、当社は、大規模買付者に対し、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策等
- ⑤ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考に、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考えられる場合、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実及びその内容が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株式の全てを対象とする公開買付けの場合）又は90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。この期間中、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考にした上で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否及び対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権を用いる場合の概要は、資料3記載のとおりとします。なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合や新株予約権を発行する場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者に行使を認めないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項、取得条件等を設けることがあります。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。したがって、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買

付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。したがって、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考に、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、又は株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、(1)で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、又は株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

- ① 株式等を買占め、その株式について当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

なお、上記対抗措置の発動の判断に際し、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益の保護の観点から適切であると判断した場合には、株主総会の承認を得ることができるものとします。

IV. 本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。また、本方針の有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本方針を廃止することができるものとします。これらの場合には、その旨速やかに開示します。なお、本方針は、1年ごとの株主総会における取締役の入替えを通じて、廃止することが可能であります。

当社は、企業価値・株主共同の利益向上の観点から、関係法令の変更や、関係金融商品取引所が定める上場制度等の変更等を踏まえ、本方針の見直しを随時行い、取締役会の決議により、株主総会でご承認いただいた株主の皆様のご意思に反しない限度で、本方針を変更することもあります。これらの場合には、その変更・修正内容を速やかに開示します。

V. 本方針の合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、株式会社ジャスダック証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」における買収防衛策導入にかかる尊重事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）を完全に充足しています。

2. 株主共同の利益の確保及び向上に資すること

本方針により、株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断できるようになり、その結果、株主としての利益を確保し、向上させることができます。このように、本方針は、株主の皆様の共同の利益の確保および向上に資するものといえます。

3. 株主意思が反映されていること

本方針を定時株主総会後も継続することについての株主の皆様のご意思を確認させていただくため、定時株主総会において本方針の継続の承認を議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができない場合には本方針は継続されず、その時点で終了することになります。また、本方針は、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本方針には、株主の皆様のご意思が十分に反映されることとなっております。

4. 取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する客観的要件を事前かつ明確に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、そのような要件に従ってのみ行われます。また、本方針上、対抗措置を発動する場合など、本方針の運用における重要な局面において、取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとされており、このように、本方針は、取締役会による恣意的な判断を許すものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。

したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

VI. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本方針の継続が株主及び投資家に与える影響等

本方針は、当社株主の皆様が、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断するための環境を整えることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって遵守すべきルールを定めたものにすぎず、本方針の継続により、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に影響を及ぼすことは想定しておりません。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）の法的権利又は経済的利益に影響を及ぼすことは想定しておりません。ただ、対抗措置として新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申し込みをしていただくことが必要となります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社

による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。なお、新株予約権の無償割当て又は発行に関しては、取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて権利が付与されますので、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。これらの手続きその他当社株主の皆様がとる必要のある手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を割り当てることとなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当て又は発行を決議した場合であっても、当社は、新株予約権の無償割当て若しくは発行を中止し、又は新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

以 上

独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会は、取締役会から委嘱を受けた社外取締役、社外監査役及び社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには、当社経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は、3名以上とし、取締役会の決議により選任するものとする。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 勧告事項

独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について取締役会から諮問を受けた場合、当該各事項を検討、審議の上決定し、その決定内容をその理由とともに取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、これらの決定にあたっては、株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自らまたは当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 大規模買付者に対して追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否並びに追加して提供を求める大規模買付情報の種類及び範囲
- (2) 大規模買付者による大規模買付ルールへの遵守の有無
- (3) 対抗措置を発動することの適否
- (4) 対抗措置の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、取締役会が独立委員会の勧告を受けるべきであると判断した事項

4. その他

- (1) 独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員その他独立委員会が必要と認める者に説明を求めることができる。

資料2

独立委員会委員の氏名及び略歴

田淵 智久

〔略歴〕

昭和59年 弁護士登録
平成19年 末吉綜合法律事務所開設
平成19年 当社独立委員会委員就任（現任）

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐藤 明夫

〔略歴〕

平成9年 弁護士登録
平成15年 佐藤綜合法律事務所開設
平成17年 駿河台大学大学院法務研究科（法科大学院）兼任講師（現任）
平成17年 株式会社アミューズ社外監査役（現任）
平成19年 GMOホスティング&セキュリティ株式会社社外監査役（現任）
平成19年 当社独立委員会委員就任（現任）
平成19年 インフォテリア株式会社社外監査役（現任）
平成20年 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外監査役（現任）
平成20年 丸八証券株式会社社外取締役（現任）
平成20年 GMOペイントゲートウェイ株式会社社外取締役（現任）

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

宇津木 修

〔略歴〕

昭和53年 公認会計士登録
昭和57年 公認会計士宇津木修事務所開設
昭和58年 当社常勤監査役就任
平成元年 当社監査役就任（現任）
平成19年 当社独立委員会委員就任（現任）

※ 同氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行又は無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行又は無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

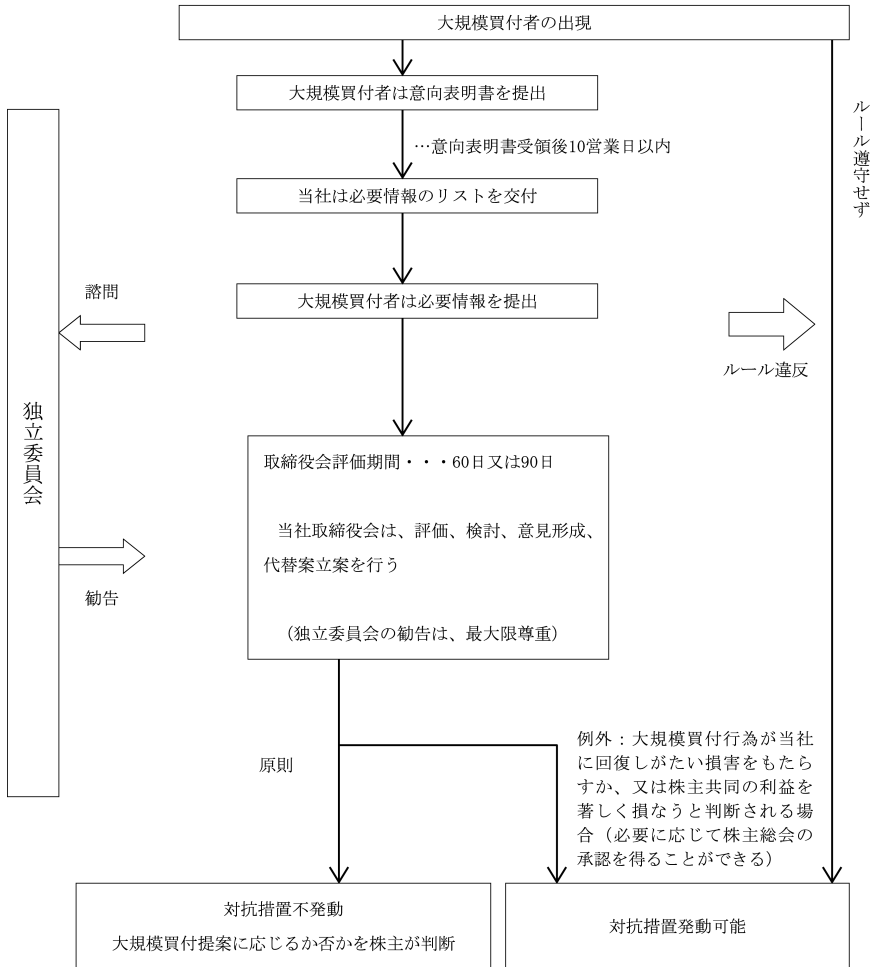
7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

大規模買付ルールの流れ



貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	〔 8,163,207〕	流動負債	〔 3,675,832〕
現金及び預金	83,075	買掛金	1,418,837
売掛金	3,130,393	短期借入金	400,000
商品及び製品	1,029,487	1年内返済予定の長期借入金	317,725
原材料及び貯蔵品	589,640	未払金	800,765
前払費用	2,257	未払費用	17,168
未収入金	6,551	未払法人税等	439,639
預け金	3,210,000	未払消費税等	35,758
繰延税金資産	111,373	預り金	58,147
その他	427	賞与引当金	77,326
		災害損失引当金	28,969
		環境対策引当金	80,077
		その他	1,419
固定資産	〔 10,389,731〕	固定負債	〔 1,965,628〕
有形固定資産	(9,927,326)	長期借入金	280,000
建物	999,487	役員退職慰労引当金	58,434
構築物	112,942	環境対策引当金	106,726
機械及び装置	3,681,785	再評価に係る繰延税金負債	1,505,628
車両及び運搬具	23,247	繰延税金負債	14,838
工具、器具及び備品	274,948		
土地	4,543,990	負債合計	5,641,460
建設仮勘定	290,925	純資産の部	
無形固定資産	(50,130)	株主資本	〔 10,693,990〕
ソフトウェア	47,846	資本金	(2,453,000)
電話加入権	2,283	資本剰余金	(981,690)
投資その他の資産	(412,275)	資本準備金	981,690
投資有価証券	222,269	利益剰余金	(7,272,383)
関係会社株	60,000	利益準備金	21,000
出資金	3,700	その他利益剰余金	7,251,383
差入保証金	8,312	繰越利益剰余金	7,251,383
前払年金費用	36,693	自己株式	(△13,083)
その他	81,300	評価・換算差額等	〔 2,217,488〕
		土地再評価差額金	2,217,488
資産合計	18,552,939	純資産合計	12,911,478
		負債・純資産合計	18,552,939

損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日)
至 平成23年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,952,939
売 上 原 価		12,581,959
売 上 総 利 益		2,370,979
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,015,304
営 業 利 益		1,355,675
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	9,010	
その他の営業外収益	70,934	79,944
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,206	
その他の営業外費用	6,847	14,054
経 常 利 益		1,421,565
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,272	2,272
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14,465	
減 損 損 失	2,100	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	33,450	
災 害 に よ る 損 失	57,192	107,208
税 引 前 当 期 純 利 益		1,316,630
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	625,376	
法 人 税 等 調 整 額	△92,367	533,009
当 期 純 利 益		783,621

株主資本等変動計算書

（自 平成22年 4月 1日）
（至 平成23年 3月 31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成22年3月31日残高	2,453,000	981,690	981,690	21,000	6,606,296	6,627,296
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			—		△139,308	△139,308
当期純利益			—		783,621	783,621
自己株式の取得			—			—
土地再評価 差額金の取崩			—		774	774
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			—			—
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	—	645,087	645,087
平成23年3月31日残高	2,453,000	981,690	981,690	21,000	7,251,383	7,272,383

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	△13,015	10,048,971	2,218,262	2,218,262	12,267,234
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△139,308		—	△139,308
当期純利益		783,621		—	783,621
自己株式の取得	△68	△68		—	△68
土地再評価 差額金の取崩		774		—	774
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		—	△774	△774	△774
事業年度中の 変動額合計	△68	645,018	△774	△774	644,244
平成23年3月31日残高	△13,083	10,693,990	2,217,488	2,217,488	12,911,478

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～36年

機械及び装置 5～14年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与に充てるため翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（422,700千円）については15年による按分額を費用処理しております。

(3) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の損害のうち、当事業年度末以降に発生が予想される補修費等について、その金額を合理的に見積り計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

また、土地の用途変更に係る支出に備えるため、その所要見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

会計処理の原則又は手続の変更

当事業年度から平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。

なお、これによる損益に影響はありません。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	9,298,754千円
--------	-------------

(2) 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円
-------	-----------

長期借入金（1年以内返済予定）	297,725千円
-----------------	-----------

長期借入金	250,000千円
-------	-----------

買掛金	5,407千円
-----	---------

未払金	2,117千円
-----	---------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	13,619,452千円
-------------------	--------------

3. 保証債務

銀行借入に対する保証債務 従業員（住宅資金）	312千円
------------------------	-------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,873千円
--------	---------

短期金銭債務	79,078千円
--------	----------

5. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他利益に関する金額を課税標準とする税金に相当する金額である「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める「不動産鑑定士による鑑定評価」により算出した価格に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
------------	------------

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	4,543,990千円
-------------------	-------------

当該事業用土地の当事業年度末における時価	2,467,990千円
----------------------	-------------

差 額	2,076,000千円
-----	-------------

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	41,407千円
	仕入高	355,830千円
営業取引以外の取引高	賃貸料収入等	982千円

2. 減損損失に関する事項

(1) 当社は電炉事業に使用している固定資産については、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとして、遊休資産については、個別物件単位でグルーピングしております。当事業年度において当社は下記の遊休資産について減損損失を計上しております。

用途 厚生施設跡地他
場所 栃木県小山市他
種類 土地

(2) 遊休資産である土地について地価の下落により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,100千円）として特別損失に計上しました。なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は第三者による鑑定評価を基礎として算定しております。

3. 災害による損失に関する事項

災害による損失の内訳は次のとおりであります。

操業休止期間中の固定費	26,386千円
災害資産の原状回復費用	30,806千円
（内、災害損失引当金繰入額	28,969千円）
計	57,192千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	17,446,000	—	—	17,446,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	32,395	143	—	32,538

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 143株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	69,654	4	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	69,653	4	平成22年9月30日	平成22年12月6日
計	—	139,308	8	—	—

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	69,653	4	平成23年3月31日	平成23年6月30日

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	31,270千円
未払事業税	32,516千円
会員権評価損	12,132千円
減損損失	56,533千円
環境対策引当金	75,543千円
役員退職慰労引当金	23,631千円
災害損失引当金	11,715千円
その他	5,043千円
繰延税金資産小計	248,385千円
評価性引当額	△137,011千円
繰延税金資産合計	111,373千円

繰延税金負債

前払年金費用	△14,838千円
繰延税金負債合計	△14,838千円
繰延税金資産の純額	96,534千円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ソフトウェア、車両及び運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産（預金・債券）で運用し、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は主に満期保有目的の債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

（注2）参照

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	83,075	83,075	—
(2) 売掛金	3,130,393	3,130,393	—
(3) 預け金	3,210,000	3,210,000	—
(4) 投資有価証券 満期保有目的の債券	204,004	200,740	△3,264
(5) 買掛金	(1,418,837)	(1,418,837)	—
(6) 短期借入金	(400,000)	(400,000)	—
(7) 1年内返済予定 の長期借入金	(317,725)	(317,725)	—
(8) 未払金	(800,765)	(800,765)	—
(9) 未払法人税等	(439,639)	(439,639)	—
(10) 未払消費税等	(35,758)	(35,758)	—
(11) 預り金	(58,147)	(58,147)	—
(12) 長期借入金	(280,000)	(283,331)	△3,331
(13) デリバティブ取引	—	—	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これら時価について、債券は取引金融機関より提示された価格によっております。

(5) 買掛金、並びに(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等、(10) 未払消費税等、(11) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) 長期借入金

長期借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(13) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該1年内返済予定の長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(12)参照）

（注2）非上場株式及び出資金（貸借対照表計上額81,965千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載を省略しております。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容は業内又職	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	三井物産(株)	東京都千代田区	341,481,648	総合商社	直接29.2	当社製品の販売と原材料等の購入	原材料等の購入	63,780	買掛金	5,407
									未払金	2,079

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
原材料等の購入については、市場価格等を勘案し購入価格を提示して購入しております。
3. 工場財団として有形固定資産9,160,754千円を担保に供しており、買掛金及び未払金はその担保に対応する債務です。

2. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容は業内又職	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱コーテック起業	栃木県小山市	60,000	金属精錬業	直接100.0	製鋼・圧延等の作業請負他	副産物の販売	41,407	売掛金	3,566
							作業請負	292,050	未払金	21,591
							賃貸料等	982	未収入金	82
							資金の預り	100,000	預り金	50,000
							経費立替	1,838	立替金	225

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
①副産物の販売についての価格その他の条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
②作業請負については、作業内容を勘案し每期契約を締結しております。
③賃貸料については、事務所等を賃貸しており、周辺の取引実態に基づいて決定しております。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	三井物産フィナンシャル・サービス㈱	東京都千代田区	2,000,000	金融サービス業	—	資金運用	資金の運用	11,560,000	預け金	3,210,000
							利息の受取	6,696	未収入金	206
その他の関係会社の子会社	三井物産メタルズ㈱	東京都中央区	1,500,000	商社	—	原材料の購入	原材料等の購入	4,071,080	買掛金	396,165
									未払金	499
その他の関係会社の子会社	三井物産スチール㈱	東京都港区	2,400,000	商社	—	当社製品の販売と商品等の購入	製品の販売	4,322,428	売掛金	1,260,752
							商品等の購入	24,174	買掛金	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ①資金の運用及び利息に係る条件は、市場金利等を勘案し利率を合理的に設定しております。
- ②製品の販売についての価格その他の条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
- ③原材料等の購入及び商品等の購入については、市場価格等を勘案し購入価格を提示して購入しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 741円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円00銭 |

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

東京 鋼 鐵 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樋 口 節 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 澤 祥 次 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京鋼鐵株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び小山工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

東京鋼鐵株式会社 監査役会

常勤監査役 上野 秀 男 ㊤

社外監査役 宇津木 修 ㊤

社外監査役 池田 文 美 ㊤

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保に努めるとともに、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円、総額 69,653,848円

これにより、中間配当を含めた当期の年間配当金は、1株につき8円になります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>鐵鋼の製造、圧延および販売</u> 2. <u>形鋼、棒鋼、線材ならびに土木建築用鐵骨資材の製造およびその製品ならびに半製品の売買鐵骨資材の製造およびその製品ならびに半製品の売買</u> 3. <u>高圧ガスの製造および販売</u> 4. <u>医薬品の製造および販売</u> 5. <u>産業廃棄物（主として医療廃棄物）の収集、運搬、処分業および医療機器類の製造、仕入、販売</u> （新 設） （新 設） （新 設） （新 設） 6. 前各号に付帯する一切の事業 	<p>（目 的） 第2条 （現行どおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>鋼片、各種鋼材の製造・加工・販売</u> 2. <u>1号に関する原材料・副資材・消耗品等の仕入・販売</u> 3. <u>1号に関する機械・器具ならびに治具・工具の製造・販売</u> （削 除） 4. <u>産業廃棄物の収集・運搬・処分業および再生資源化事業</u> 5. <u>各種鋼構造物の設計・製作・販売および施工工事</u> 6. <u>不動産の売買・賃貸・仲介・管理および倉庫業</u> 7. <u>一般貨物自動車運送事業</u> 8. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u> 9. 前各号に付帯する一切の事業

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みなみ よし たか 南 良 隆 (昭和22年12月2日生)	昭和45年4月 三井物産㈱入社 平成7年4月 三井物産特殊鋼貿易㈱代表取締役社長 平成9年9月 三井物産㈱鉄鋼製品本部線材特殊鋼部長 平成15年6月 三井物産線材販売㈱代表取締役社長 平成19年4月 三井物産鋼材販売㈱顧問 平成19年6月 当社代表取締役社長（現任）	2,300株
2	にい の よし ゆき 新 野 善 行 (昭和24年9月29日生)	昭和43年5月 当社入社 平成9年4月 当社経理部長 平成11年6月 当社取締役経理部長 平成17年4月 当社取締役企画部長兼経理部長 平成17年6月 当社常務取締役企画部長兼経理部長 平成20年4月 当社常務取締役総務部長 平成21年6月 当社専務取締役 平成22年4月 当社専務取締役購買部長 平成23年4月 当社専務取締役（社長補佐・本社機構担当）（現任）	4,100株
3	なか の おさむ 中 野 收 (昭和27年9月17日生)	昭和48年4月 日平産業㈱入社 昭和59年9月 ㈱ミットヨ入社 平成5年2月 当社入社 平成17年4月 当社工務部長 平成19年6月 当社取締役工務部長 平成20年6月 当社取締役副工場長兼工務部長 平成21年6月 当社常務取締役工場長兼工務部長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱コーテツ起業取締役	1,700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	みね ぎし ゆたか 峯 岸 裕 (昭和28年4月6日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年4月 当社販売課課長 平成17年4月 当社営業部部长 平成20年6月 当社取締役営業部长 (現任)	8,700株
5	あん ぼ よし ひさ 安 保 義 久 (昭和26年12月4日生)	昭和49年4月 ダイワスチール(株)入社 平成11年3月 同社退社 平成17年12月 当社入社 平成19年5月 当社製造部长 平成21年6月 当社取締役製造部长 (現任)	700株
6	こ ぐち よし かず 小 口 芳 一 (昭和37年7月1日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社経理部経理課長 平成20年4月 当社経理部长 平成21年6月 当社取締役経理部长兼総務部长 (現任) (重要な兼職の状況) (株)コーテツ起業監査役	6,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役池田文美氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
池田文美 (昭和24年7月5日生)	昭和49年11月 アーンスト&アーンスト会計事務所(現新日本アーンスト&ヤング)入社 昭和57年3月 公認会計士登録 昭和62年6月 (株)コメリ取締役就任 平成7年5月 池田公認会計士事務所開設 平成19年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池田文美氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は池田文美氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 池田文美氏を社外監査役候補者とした理由は公認会計士としての専門知識・経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 池田文美氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。

第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は平成23年6月29日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役6名および監査役3名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、取締役に対し49,356千円、監査役に対し12,533千円（うち社外監査役2名8,593千円）の退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時といたしたいと存じます。なお、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

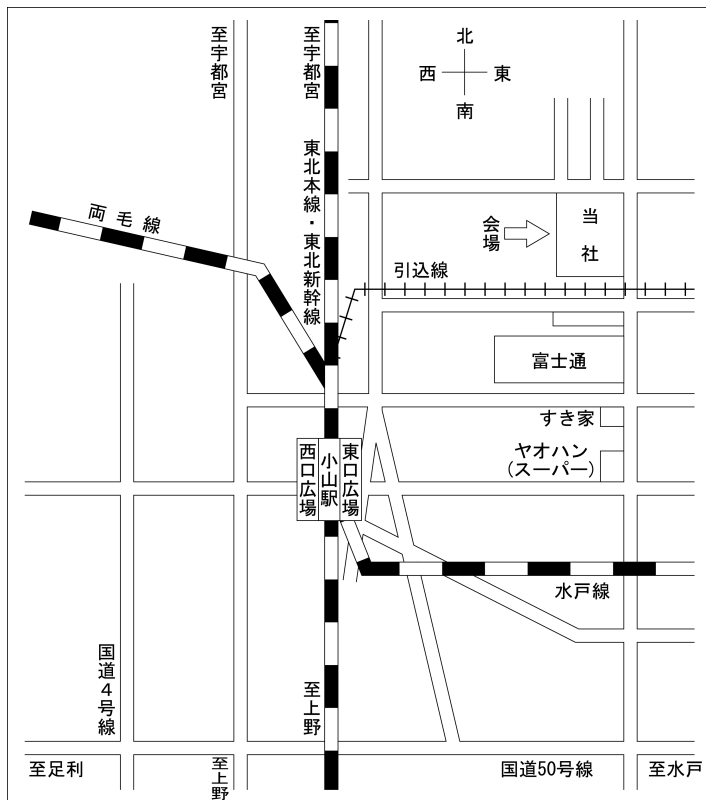
氏名	略歴
みなみ よし たか 南 良 隆	平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
にい の よし ゆき 新 野 善 行	平成11年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役 現在に至る
なか の 野 おさむ 中 野 おさむ	平成19年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 現在に至る
みね ざし ゆたか 峯 岸 裕	平成20年6月 当社取締役 現在に至る
あん ぼ よし ひさ 安 保 義 久	平成21年6月 当社取締役 現在に至る
こ ぐち よし かず 小 口 芳 一	平成21年6月 当社取締役 現在に至る
うえ の ひで お 上 野 秀 男	平成20年6月 当社常勤監査役 現在に至る
うつぎ 宇津木 おさむ 宇津木 おさむ	昭和58年12月 当社常勤監査役 平成元年9月 当社監査役 現在に至る
いけ だ のり よし 池 田 文 美	平成19年6月 当社監査役 現在に至る

以上

株主総会会場のご案内

栃木県小山市城北四丁目38番地 1

東京鋼鐵株式会社小山工場
テスコン（3階）／大ホール
電話0285-22-1335(代表)



小山駅からの交通

- (1) 送迎車利用：小山駅東口タクシー乗場より午前9時00分、9時30分発にて当社までの送迎車を運行いたします。
- (2) タクシー利用：小山駅西口または東口タクシー乗場よりご乗車の上、案内図を示し「東京鋼鐵」とお告げください。
(注) 東口はタクシー台数が少なくご不便をおかけする場合があります。

＜東京より当社までの交通機関＞

東北新幹線ご利用の方は東京駅または上野駅より各駅停車にご乗車ください。
東北本線（宇都宮線）ご利用の方は上野駅よりご乗車ください。小山駅までの所要時間は、
東北本線の場合 約1時間15分
東北新幹線の場合 約40分（上野駅より）、約45分（東京駅より）